

中間市第 5 次総合計画

基本構想

序論

〔第1章〕 計画策定の概要	2
〔第2章〕 時代の流れからのまちづくりの課題	5
〔第3章〕 本市の状況	9

本論	11
----------	----

序論

第 1 章 計画策定の概要

1. 計画策定の趣旨

本市においては、第 4 次総合計画・後期基本計画は計画期間を平成 23 年度から平成 27 年度までと定めておりましたが、計画の理念は第 4 次総合計画を継承しつつ、中間市第 4 次総合計画実施計画及び地方創生をテーマとした「第 2 期中間市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）に基づき継続的な市政運営に取り組んできました。

今回、第 4 次総合計画の理念を継承しつつ、時代の変遷に対応するため、「まちづくりの方針」や「政策の大綱」の再整理を行い、本市の行政経営の指針となる「中間市第 5 次総合計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2. 策定の基本姿勢

本計画は、以下の点を基本に策定しました。

（1）行政経営の指針となる計画

各部局の責任と権限において自律的に政策を推進する仕組みを実現するための、全庁的な行政経営の指針となる計画づくりを目指します。

（2）選択と集中

限られた財源を有効に活用するため、施策推進に当たっては選択と集中を図ります。

なお、基本事業階層で重点分野を設定し、限られた資源の有効活用を図ります。

（3）中間市まち・ひと・しごと創生総合戦略を包含した計画

まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条第 1 項に基づく「中間市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包含した総合計画とします。

（4）市民参画

市民とまちづくりに対する課題や目標を共有するため市民から意見を聴き、計画への反映に努めます。

（５） 分かりやすい計画

分かりやすく、親しみやすいものとするため、記述内容、構成、表現方法などを工夫します。

３．計画の構成と期間

将来のまちづくりに向けた基本理念や施策の方向性などを階層に分けて記載することで、市民に分かりやすく、かつ、今後の社会経済情勢の変化に柔軟に対応できるよう、第４次総合計画と同様に、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の３層構成とします。

（１） 基本構想

本市が目指す将来像、人口の将来展望、土地利用構想を定め、まちの動向を示す指標を用いながら、まちづくりの方向性を示します。

また、将来像の実現を目指すため７つの政策を設け、総合的・計画的に推進していきます。

計画期間は、大きな社会構造の転換などが発生しない限りは、本市の目指す方向性に大きな変更はなく、一定の普遍的な視野に立ったものとするため、策定年度から１０年間とします。

なお、これまで計画ごとにその時代に合わせ微妙に変化をさせながら定めてきた将来像ですが、本来普遍的であるべきという考え方から、本計画は１９７７（昭和５２）年に制定した市民憲章に謳^{うた}った市民が願う都市像とします。

（２） 基本計画

基本計画は、基本構想で定めた７つの政策に対し、課題と目指す方向性を示します。政策実現のための施策体系を位置付け、本市の成長や課題解決のために重点的に取り組むべき分野や地方創生に資する分野などを定めることとします。

計画期間は、策定年度から１０年間としますが、時代の流れに合わせて必要に応じて適宜見直すこととします。

（３） 実施計画

実施計画は、基本計画の施策体系に示す基本事業の目標を達成するために実施する具体的な事業展開のロードマップを定めるものとし、計画期間は、策定年度から３年間とします。

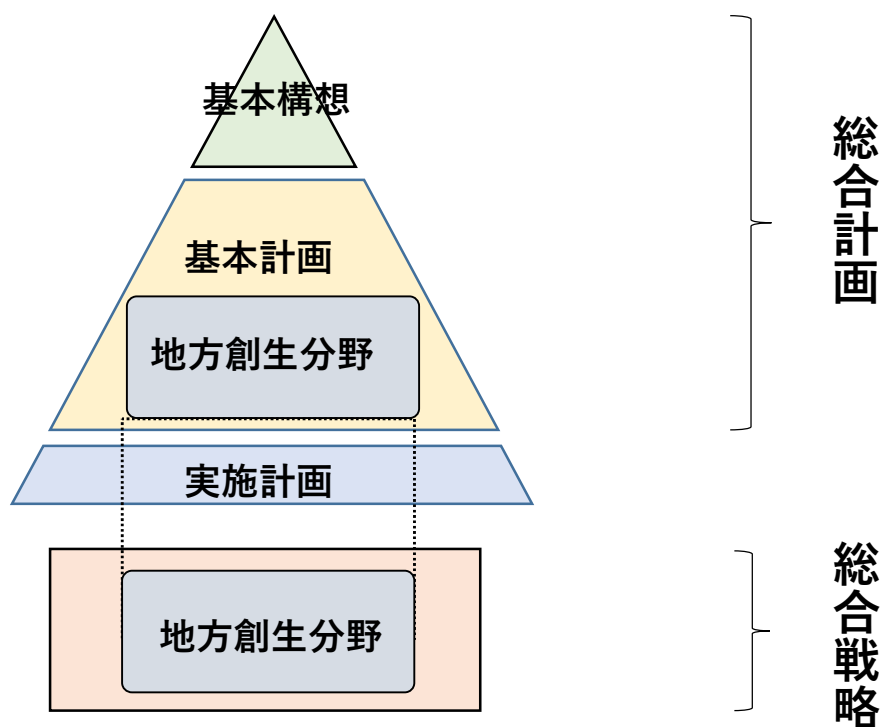
ただし、事業費や実施手法などについては、事務事業評価結果及び財源の状況

を踏まえ、毎年度見直すものとします。

4. 総合計画と総合戦略の関係

総合計画は、本市の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示し、長期的なまちづくりの展望を市民と共有する最上位計画です。他方で、総合戦略は、人口減少克服と地方創生を目的としているため、総合計画と比較すれば、その政策範囲は限定されます。

このため、総合戦略は、本計画を踏まえた上で、まち・ひと・しごと創生に資する特定の施策に特化した戦略として位置付けるとともに、総合計画の「成果指標」と総合戦略の評価指標である「基本目標」や「KPI^{*1}」の整合を図ることで、一体的に推進していきます。



【用語解説】

^{*1} KPI

「Key Performance Indicator」の略。施策ごとの進捗状況を検証するために設定する重要業績評価指標のことです。

第2章 時代の流れからのまちづくりの課題

1. 人口減少と少子高齢化の進行

本市の人口は、1985（昭和 60）年をピークとして 5 年ごとに概ね 3 から 5% ずつ減少を続けています。高齢化率は 38.3%（2022（令和 4）年 3 月現在）となっており、福岡県下で比較しても非常に高い高齢化率となっています。

人口減少により、自治体では税収が減少し、それに比例して消費も減少することで、地域経済全体の縮小に繋がります。

また、少子高齢化の進行に伴い、歳入は普通交付税^{*1}が減少し、歳出は社会保障関連経費を中心に高い水準で推移していくものと予想されます。

このため、人口減少や少子高齢化の進行に歯止めをかける施策の実施が求められます。

2. 財政再建に向けた行財政運営

本市を取り巻く経済情勢の悪化や少子高齢化の進行の影響は、あまりに大きく、2015（平成 27）年以降、慢性的な財源不足に陥り、その不足を財政調整基金^{*2}などの取崩しで補う状況が継続しました。

その結果、2019（令和元）年度決算では財政調整基金がほぼ枯渇するまでの状況となるほどの財政危機となりました。

このため、事業整理、地方債の借換えの実施、ふるさと納税の取組強化などさまざまな行財政改革に取り組み、また、土地の売却収入など臨時的な要因も重なって、2020（令和 2）年度は財政調整基金の取崩しを行わずに決算を迎えることができました。

しかし、今後予測されている多額の行政需要、新型コロナウイルス感染症に起因する税収の減少などが想定される状況において、事業整理による収支バランスの取れた行財政基盤の構築は、今後の継続的な市政運営を行う上で、必ず解決しなければならない課題です。

3. 社会資本整備と老朽化対策

高度成長期に整備された多くの公共施設（学校を含む。）や道路、橋りょう、水道などの社会資本が一斉に更新時期を迎えつつあります。今後、財源が限られる状況が続く中、多額の費用負担に対処するためには、人口減少に伴う将来需要の変化を考慮した長期的な視点での公共施設の適正配置と維持管理が必要です。

将来世代に対し過度な負担を残さないためにも、早期の取組が必須と言えます。

す。

4. 地方創生に向けた取組

我が国の人口は、2008（平成 20）年以降減少傾向をたどり、今後加速度的に減少傾向が進むと予想されています。人口減少による消費・経済力の低下は、日本の経済社会に対して大きな重荷となることから、国民一人ひとりが夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を形成すること、地域社会を担う個性豊かで多様な人材について、確保を図ること及び地域における魅力ある多様な就業の機会を創出することの一体的な推進を図ることなどを目指し、2014（平成 26）年 11 月 28 日に「まち・ひと・しごと創生法」が施行されました。

本市においても、「国の総合戦略」の内容を勘案しつつ、本市が有するさまざまな資源や優位性を最大限に活かしながら、将来にわたり自律的で持続的な地域社会を創生するため、「中間市まち・ひと・しごと総合戦略」を策定しており、計画に沿った施策の展開が必要になります。

5. 移住・定住の促進

人口減少や少子高齢化の進行に歯止めをかける施策として、若い世代が希望どおりに結婚・出産・子育てをすることができる環境づくりが挙げられます。本市では移住・定住支援事業の促進のための取組として、「空き家バンク制度」、あかちゃん訪問事業、「小規模保育事業（地域型保育事業）」、「中学校までの子どもの医療費助成」、「中間南校区・底井野校区乗合タクシー事業」など幅広い事業展開を行っています。

今後も魅力あるまちづくりに向け、新しい施策への実証実験に取り組む必要があります。

6. society5.0^{*3}、自治体 DX^{*4} の推進

人口減少による消費・経済力の低下は我が国の直面している課題であり、この課題解決策が society5.0 での IoT^{*5}、ロボット、人工知能（AI）^{*6} などの最先端技術の活用による社会構造の改編とされています。

人口減少は、本市にも大きく関係しており、歳入が減少することに加え、職員が減少する一方で、住民ニーズの多様化により増加する事業はマンパワーの限界を迎えることが想定されます。

これらの課題に対する解決策の 1 つが自治体 DX であり、「自治体の情報システムの標準化・共通化」、「マイナンバーカードの普及促進」、「行政手続のオ

ンライン化]、「AI・RPA^{*7}の利用推進」、「テレワークの推進」を実施することによる住民サービスの向上、行政事務の更なる効率化・省力化を目指す必要があります。自治体 DX を推進することで、住民にとっては「何か手続きをしようとするときに市役所を訪れる必要がなくなる」、「災害時の被害状況をいち早く知ることができる」などの利点につながります。

7. 官民連携^{*8}とSDGs^{*9}の推進

少子高齢化の進行や施設・インフラの老朽化、社会保障関連経費の増加など、社会経済情勢や住民ニーズの多様化により、既存の取組だけでは自治体の運営が困難な状況となっています。

本市においても、人口減を見据えた行政運営を行う必要があり、行政資源などが限られる中、公共サービスへの市民ニーズに対応するためには、既存の取組にとらわれず、民間企業が持つ多様なノウハウや技術を地域課題の解決につなげるという官民連携の視点が重要となります。

また、民間企業などでは、近年、社会的責任意識の高まりや自社ノウハウを活用した官民連携ビジネスへの期待の増大もあります。この官民連携ビジネスでは、行政運営と民間事業者のビジネスを繋ぐキーワードが「持続可能な開発目標(SDGs) 実施指針」であり、SDGs のさまざまな問題提起やパートナーシップの理念に基づく施策の展開が必要です。

【用語解説】

***1 普通交付税**

地方公共団体が標準的な行政を実施するために必要な一般財源に対し地方税収入等が不足する場合に、その不足額に応じて国から交付されるものです。

***2 財政調整基金**

地方公共団体が年度間で生じる財源の不均衡を調整するために、積み立てておく基金のことです。

***3 society5.0**

2016（平成 28）年 1 月に閣議決定された第 5 期科学技術基本計画において、「狩猟社会(society1.0)」、「農耕社会(society2.0)」、「工業社会(society3.0)」、「情報社会(society4.0)」に続くものとして提唱された日本が目指すべき未来社会を指します。

society5.0 が実現されることで、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）は高度に融合され、IoT、ロボット、人工知能（AI）などの先端技術やビッグデータの活用により、これまでの社会の在り方は変革し経済発展と社会的課題の解決を両立するとされています。これは SDGs にも通じるものです。

***4 自治体 DX**

目指すべきデジタル社会のビジョンとして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が政府により示され、実現のためには、行政を担う自治体が積極的に DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進することと示されています。具体的には「自治体の情報システムの標準化・共通化」、「マイナンバーカードの普及促進」、「行政手続のオンライン化」、「AI・RPA の利用推進」、「テレワークの推進」、「セキュリティ対策の徹底」を行うことです。

***5 IoT**

IoT（Internet of Things）とは、モノ、ヒト、サービス、情報などがインターネットを通じて通信を行い、その情報に基づいて最適な制御を実現する仕組みのことです。IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術が進展しています。

***6 人工知能（AI）**

「Artificial Intelligence」の略で、コンピュータを使って、学習・推論・判断など人間の知能の働きを人工的に実現したもののことです。

***7 RPA**

「Robotic Process Automation」の略で、これまで人間のみが対応可能とされていた作業またはより高度な作業を、人間に代わって実施できるルールエンジンや AI、機械学習などを含む認知技術を活用して代行・代替する取組のことです。

***8 官民連携**

行政、民間企業、市民がそれぞれ全部取り組むということではなく、協働して公共サービスを提供するための方法で、民間企業の持つ多様なノウハウや技術を活用して限られた予算を効率よく使うことで、業務の効率化、サービスの向上、地域課題や社会課題の解決を図ることです。

***9 SDG s**

SDG s は 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。日本では 2016（平成 28）年 12 月 22 日に「持続可能な開発目標(SDGs) 実施指針」が定められ、優先課題として People（人間）、Planet（地球）、Prosperity（繁栄）、Peace（平和）、Partnership（パートナーシップ）の五つの P に取り組むことが示されています。

第3章 本市の状況

1. 地理的位置

本市は、福岡県の北部に位置し、東及び南側は北九州市八幡西区に、西及び南側は遠賀郡遠賀町と鞍手郡鞍手町に、北側は遠賀郡水巻町と接しています。

また、本市は JR 筑豊本線中間駅及び筑前垣生駅の 2 駅、筑豊電気鉄道希望が丘高校前駅、筑豊中間駅、東中間駅、通谷駅の 4 駅を有しており、さらに西鉄バスや北九州市営バス、コミュニティバスが市内を運行しています。

隣接市町には国道 3 号線や九州自動車道が走っており、北九州市や福岡市へのアクセスも容易な位置にあります。

2. 地勢

市域は、面積 15.96k m² 東西 6.98 km 南北 4.45 kmとなっており、市の中央部を南北に貫流する遠賀川によって東西に二分されています。東部地区は、主に北九州市との市境沿いに丘陵地帯が連なり、住宅地を形成しています。西部地区は、農耕地で占められた広い沖積平野となっており、また、2 つの工業団地が立地しています。

3. 沿革

本市は、1958（昭和 33）年 11 月 1 日に中間市として市制施行しました。

炭鉱のまちとして繁栄しましたが、エネルギー革命による炭鉱の経営不振により 1962（昭和 37）年 12 月に財政再生準用団体の指定を受けました。そこで再生を目指し北九州市に隣接する地理的条件を生かし住宅都市へ方向転換することとしました。

筑豊電気鉄道沿線に住宅団地開発を、川西地域に工場団地を造成し、1978（昭和 53）年からは、多くの公共施設を新築（改築）しました。

その後、少子高齢化の進行による人口減少に伴い地方交付税が削減され、再び財政難の兆しが見え始めました。この時、多くの自治体では市町村合併への道を模索しており、本市においても北九州市との合併を検討し、協議を行いましたが、2004（平成 16）年 12 月の中間市議会において否決されたことにより白紙となり、単独市として歩むことになりました。

大規模な宅地開発により本市の人口は一時5万人を超えていましたが、1990年代後半から減少幅が大きくなり、2022（令和4）年3月末現在で40,145人となっています。

本論

1. 将来像

豊かな水源とともに織りなされた歴史と文化のもと 市民が希望を抱く「夢がかなうまち なかま」

本市は、遠賀川を中心に温暖な気候と肥沃な土地に恵まれ、2015（平成 27）年にユネスコ世界文化遺産に登録された「遠賀川水源地ポンプ室」をはじめ、貴重な地域資源である水と共に歴史を歩んできました。

そして、これからも多くの人々がその恩恵を受けながら心穏やかに暮らし続けられる、そんなまちづくりを目指していきます。

1977（昭和 52）年に制定された市民憲章は、市民がみんなで約束ごとを作り、みんなでこの決まりを守り、「豊かなまちづくり」を進めていこうというものです。「豊かなまちづくり」には「住みたくなるまちづくり」の意味が込められており、その指標とされるべきものとして、心に潤いを持たせ、豊かな心を育んでいくための手がかりを見つけてくれるものとされています。

この「住みたくなるまちづくり」を目指すには、中間市は「夢」がかなうまち、「夢」をつかめるまちであるべきだと考えています。

中間市民が願う市民憲章を基本に、豊かな自然環境や立地を活かしながら、温故知新を旨として、限られた行政資源を有効活用しつつ経済や社会の変化に対応していく、将来にわたって持続可能な「夢がかなうまち なかま」を目指したまちづくりを進めます。

【中間市民憲章】

- 一、きまりを守り平和で安全なまちをつくります
- 一、しごとに励み活気にみちたまちをつくります
- 一、人をだいじにし心ゆたかなまちをつくります
- 一、若い力を育てスポーツと文化のまちをつくります
- 一、自然を守り美しいみどりのまちをつくります

2. 将来像の達成状況を示すまちづくり指標

まちの動向を表す以下の指標をもって将来像の達成状況を測ることとし、基本計画の推進により、その向上を図ります。

本市の人口	40,145 人
出典：市「住民基本台帳」2022(令和4)年3月31日現在	

生産年齢人口 ^{*1}	20,427 人
出典：市「住民基本台帳」2022(令和4)年3月31日現在	

合計特殊出生率 ^{*2}	1.50
出典：厚生労働省「平成29年人口動態調査」による出生データに基づき算出	

人口増減数 ^{*3}	665 人減
出典：市「住民基本台帳」2022(令和3)年度	

本市を好きと感じている市民割合	76.0%
出典：市「まちづくりに関するアンケート調査報告書」2021(令和2)年	

本市に住み続けたいと思っている市民割合	46.7%
出典：市「まちづくりに関するアンケート調査報告書」2021(令和2)年	

昼夜間人口比率 ^{*4}	86.60%
出典：地域経済分析システム(RESAS)2015(平成27)年	

納税者1人当たり所得	268.3 万円
出典：総務省「2021(令和3)年度市町村税課税状況等の調」	

市内総生産額 ^{*5}	847.92 億円
出典：福岡県「市町村民経済計算」2019(令和元)年度	

地域経済循環率 ^{*6}	57.2%
出典：地域経済分析システム(RESAS)2018(平成30)年	

財政力指数 ^{*7}	0.454
出典：市資料「決算カード」2021(令和2)年度	

【用語解説】

*1 生産年齢人口

生産活動の中心にいる人口層のことで、15 歳以上 65 歳未満の人口。労働力の中核として経済に活力を生み出す存在で、社会保障を支えています。

*2 合計特殊出生率

15～49 歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを示す値。数値が高ければ人口が増加することを示し、低ければ人口が減少することを示します。

*3 人口増減数

転入・出生から転出・死亡を差し引いた値のことです。

*4 昼夜間人口比率

夜間に常住する人口（夜間人口）100 人当たりの昼間時における人口（昼間人口）の値。値が 100 より大きいと、人が通ってくる街（流入超過）、100 より小さいと昼間は街の外に出た人が夜に戻って休む街（流出超過）とみなされます。

*5 市内総生産額

1 年間に市内で行われた各経済活動部門の生産活動によって新たに生み出された付加価値の貨幣評価額をいい、経済規模を明らかにする指標のことです。

*6 地域経済循環率

地域の経済活動で「生産」された付加価値は、労働者や企業に分配されて「所得」となり、消費や投資として「支出」され、再び地域に還流されます。地域経済循環率は「生産」を所得で割った値を指し、地域経済の自立度を示します。数値が低いと、「所得を他地域に頼っている」、「生産が低い」ということがわかります。

*7 財政力指数

基準財政収入額（自治体の標準的な税収入の一定割合から算定された額）を基準財政需要額（自治体が必要とする一般財源の額）で除した値で自治体の財政力を示します。値が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。

3. 人口の将来展望

(1) 現状と将来推計

本市総人口は、1960（昭和 35）年の 42,418 人から 1969（昭和 44）年の炭鉱閉鎖に伴い、1970（昭和 45）年には 33,734 人と減少しましたが、その後、北九州市に隣接しているという地理的特性を活かし住宅都市として増加に転じ、1985（昭和 60）年には 50,294 人となっています。

近年では、1995（平成 7）年以降、減少傾向で推移し、2021（令和 2）年に実施された国勢調査の結果では 40,362 人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の 2018（平成 30）年度の推計によると、今後人口は減少し 2060（令和 42）年には、19,425 人になるものと推計されており、人口減少率は 2021（令和 2）年の 40,362 人と比較して 48.1%となる見込みです。

(2) 将来展望

人口の現状や推計を踏まえ、「第 2 期中間市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、目指すべき人口規模を次ページのとおり「2060（令和 42）年に 23,026 人を上回ることを」を展望しています。将来展望の実現には、総合戦略の施策を着実に実施し、施策の効果を出すことが必要であり、そのためには、行政をはじめ、市民、地域、団体、企業など市全体で市の課題を共有し、地方創生に向けた取組を推進していく必要があります。

(3) 基本的な視点

人口減少対策は、次の 4 つの基本的な視点から取り組みます。

◆ 安定した雇用の創出と働きやすい環境づくり

< 重点施策 >

- (1) 就労機会の拡大
- (2) 地元産業の活性化

◆ 若い世代が希望どおりに結婚・出産・子育てをすることができる環境づくり

< 重点施策 >

- (1) 子ども・子育て支援の充実
- (2) 教育環境の整備・推進及び学校施設の整備・充実

◆ 中間市の地域資源を活かした新しい人の流れの創出

< 重点施策 >

- (1) 移住・定住の推進
- (2) 地域資源を活かした観光の振興

◆ 地域間の連携や安全・安心な暮らしの確保など時代に合った地域づくり

< 重点施策 >

- (1) 市民協働のまちづくりの推進
- (2) 地域・企業・大学などとの連携

◆人口の将来展望

2060（令和 42）年に 23,026 人を上回ることがを展望する。

◆人口の将来展望における目標値

【合計特殊出生率】

合計特殊出生率を段階的に上昇させ、1.8^{*1} 以上とする。

【人口移動の上昇】

各種施策により転出超過の状況を改善し、段階的に転出数と転入数を同数とし、その後、転入超過へと改善を行う。

【用語解説】

^{*1} 福岡県「子育てに関する県民意識調査」（2014.3）での県民の希望する子ども数に基づく出生率

4. 土地利用構想

(1) 都市的土地利用*¹を行う地域

市街化区域*²は都市的な土地利用を図りながら、居住機能や都市機能の誘導により、コンパクトシティ*³形成を推進します。

市街化区域以外の地域であっても本市の置かれている地理的な特性などを活かす視点に立ち、九州自動車道、北九州都市高速道路、国道3号線、国道200号線など周辺都市への連絡道である主要地方道及び一般県道の沿線地域については効果的で適切な土地利用を図ります。

(2) 自然的土地利用を行う地域

都市的土地利用を行う地域を除いた農業振興地域内農用地やその周辺地域は、田園ゾーンとして、農業的な土地利用を図ります。

食料生産の場、水や緑や土とのふれあいの場として、営農環境の維持改善を基本としつつ、多角的視点での土地利用の検討を行います。

【用語解説】

*¹ 都市的土地利用

住宅用地、商業用地、工業用地、道路用地、公園用地などに使用するための土地利用のことです。

*² 市街化区域

すでに市街地を形成している区域又は、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき地域のことです。

*³ コンパクトシティ

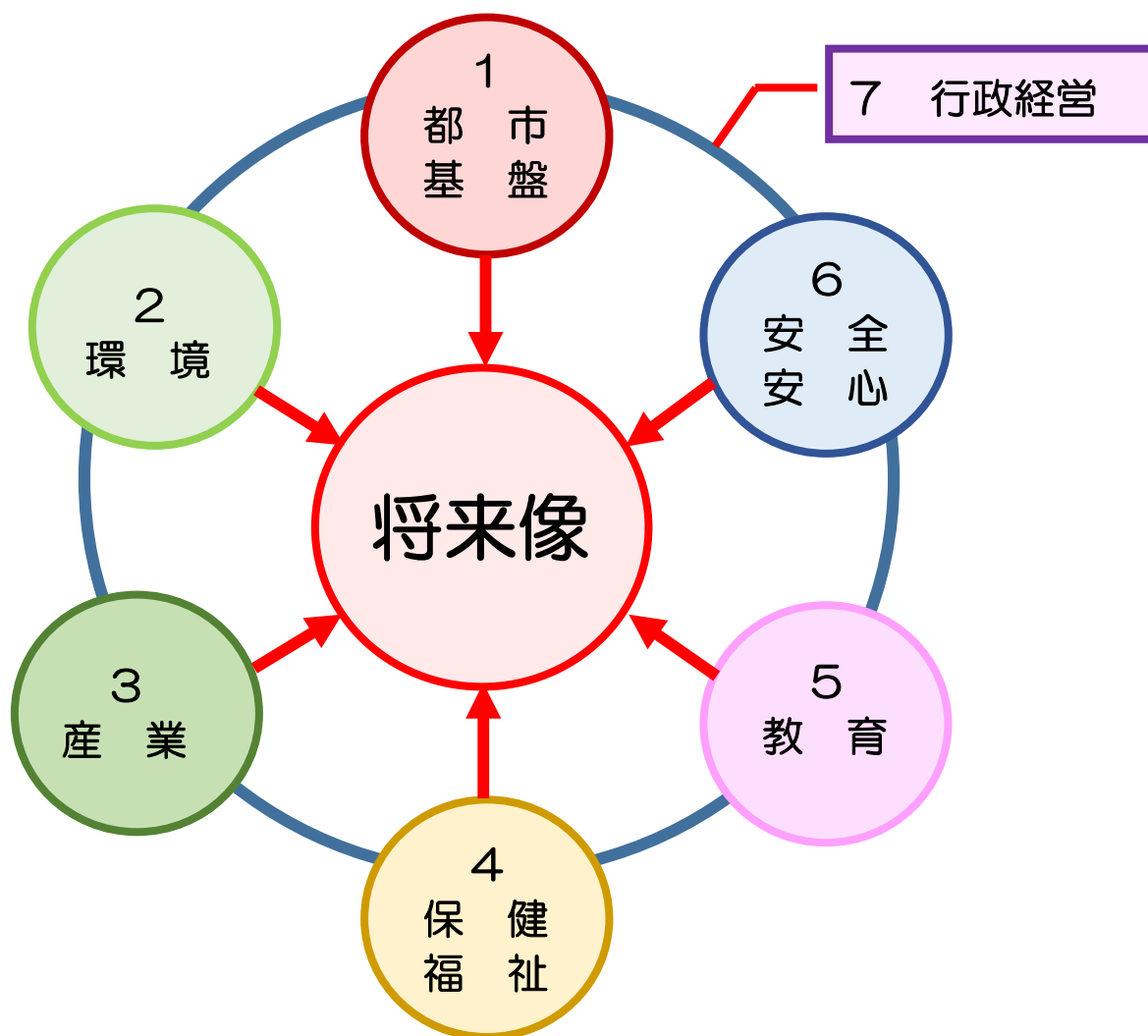
都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に、中心市街地の活性化が図られた生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市、又はそれを目指した都市政策のことです。

5. 施策の大綱

◆ 政策の設定

「将来像」の実現を目指すため、「政策」という柱を定めます。

本計画では、7つの行政分野に政策を設け、それぞれが以下のように相互連携し、「将来像」の実現に向けて、総合的・計画的に展開させていきます。



基本計画

[第1章] 基本計画の概要	19
[第2章] 政策の課題と方向性	21
政策1 コンパクトで、快適に暮らせるまちづくり	21
政策2 環境にやさしい、自然と調和するまちづくり	21
政策3 活力とにぎわいのあるまちづくり	22
政策4 元気の輪が広がるまちづくり	22
政策5 人権を尊重し、中間市の未来を拓く人材を育てる まちづくり	23
政策6 安全・安心なまちづくり	24
政策7 将来にわたって持続可能なまちづくり	24
施策体系と重点分野、地方創生分野の一覧	26
重点分野の概要	28

第1章 基本計画の概要

1. 基本計画の考え方

基本計画は、基本構想で定めた7つの政策に対し、課題と目指す方向性を示します。政策実現のための施策体系を位置付け、本市の成長や課題解決のために重点的に取り組むべき分野や地方創生に資する分野などを定めることとします。

計画期間は、社会情勢の変化や市長の施政方針との一体性を踏まえるため、策定年度から10年間としますが、時代の流れに合わせ必要に応じて適宜見直すこととします。

2. 施策体系・各種分野の考え方

(1) 施策体系の考え方

基本構想で定めた7つの政策を実現する手段として各政策に1～6、計27の施策、施策を実現する手段として各施策に1～5、計80の基本事業を設定し、将来像の実現に必要なまちづくりの分野を網羅した施策体系とします。

(2) 重点分野の考え方

ヒト・モノ・カネなどの行政資源には限りがあり、すべての施策・基本事業の成果を向上させることは困難な状況にあります。このような中で将来像を実現させるためには、メリハリある行政資源の有効活用が求められます。

本計画では、時代の流れや本市の現状などを踏まえ、14の基本事業を「重点分野」に設定し、成果向上を図ることとしました。

なお、本計画では基本事業名に「重点」と表記しています。

(3) 地方創生分野の考え方

地方創生分野については、施策実現の手段となる基本事業で、「少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正する。」というまち・ひと・しごと創生法の目的達成に資するものを設定しています。

なお、本計画では基本事業名に「戦略」と表記しています。

3. 施策推進の考え方

施策の推進に当たっては、主担当部署を定め責任を持って進捗管理を行います。必要に応じて他部署と連携・協力することで「施策のめざす姿」の実現に向けて効率的に事業を推進します。

また、施策間の連携・調整により効果的に政策の課題解決を図ります。

第2章 政策の課題と方向性

政策1 都市基盤

コンパクトで、快適に暮らせるまちづくり

わたしたちの暮らしを支える基盤である道路や橋りょう、水路等のインフラ資産は、老朽化が進んでおり、今後一斉に更新時期を迎えます。人口減少や少子高齢化が進み、ライフラインに係る各事業を取り巻く経営環境は今後も大きく変化していくことが予想される中、より効果的かつ効率的な施設機能の維持、維持管理にかかる経費の削減が求められます。

また、中心市街地の周辺道路等の安全対策を推進していくことも重要です。

公共交通については、人口減少や少子高齢化の進行などにより、地域の課題はさらに深刻化することが見込まれ、地域公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の低下が懸念されます。

上記課題を踏まえた施策の実施による「コンパクトで、快適に暮らせるまち」を目指したまちづくりを推進します。

政策2 環境

環境にやさしい、自然と調和するまちづくり

近年、地球温暖化による気温の上昇や大雨の頻度の増加など、気候変動及びその影響が日本各地で多発しており、市民生活、社会、経済及び自然生態系に多大な被害が発生しています。

環境問題の多くは、行き過ぎた快適性や利便性の追求による生活様式や産業活動の変化に起因した環境への負荷により生じています。行政が無駄の少ない循環型社会の形成に向けた積極的な啓発行動を展開するとともに、環境に配慮したまちを目指さなければなりません。

そして、すべての人々が主体となって正しく問題を認識し、環境に対する意識高揚と自主的な取組を推進することにより、環境に優しい地域社会を形成していく必要があります。

上記課題を踏まえた施策の実施による「環境にやさしい、自然と調和するまち」を目指したまちづくりを推進します。

地域活性化に向け、雇用の安定と拡大を目指す上で、魅力ある多様な就業の機会を創出することは重要です。そのためには、就業の場の確保や商業集積など、職住が近接し、生活利便性の高い環境を整えていくことが重要です。これに向けて、企業の誘致、既存企業定着の支援、創業の支援、付加価値の高い農業製品の生産による安定した就農基盤の整備など、各種産業の振興を図る必要があります。

また、世界遺産などの地域資源を活かした観光の振興などにより、新しい人の流れを創出し、にぎわいを生み出すことが重要です。

上記課題を踏まえた施策の実施による「活力とにぎわいのあるまち」を目指したまちづくりを推進します。

本格的な人口減少社会が到来し、急速な少子・高齢化社会へと変化する一方で、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化が指摘され、子育てや高齢者福祉に関する諸課題は、明確に顕在化してきています。このため、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、子育て支援策の充実・強化を図る必要があります。

また、高齢化の進行に伴い医療や介護の需要が高まることが想定されていることから、市民の健康増進に関する意識を高め、運動や食生活などの生活習慣の改善、健診などによる病の早期発見・早期治療を促し、介護予防事業の充実を図るなど、健康増進と医療費の適正化に努める必要があります。

高齢者や障がいのある人が自立した生活を継続できるように関係施策の充実と合わせて、地域みんなで支え合い共に住み続けられるよう、意識の醸成、体制づくりが求められています。

さらには、新型コロナウイルス感染症など動物由来の病に関する問題に対し、ワンヘルスという理念に基づき安全で安心できる社会づくりを目指す必要があります。

上記課題を踏まえた施策の実施による「元気の輪が広がるまち」を目指したまちづくりを推進します。

社会構造が大きく変化し、将来を予測することが困難な時代を迎え、市民には、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら、さまざまな社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となって豊かな人生を切り拓き共に歩むことが望まれます。

そのような中、学校教育においては、これまでの教育活動の成果を踏まえつつ、ICTの活用やきめ細かな指導体制整備などによる個に応じた指導の充実と、子どもたちが身につけた知識や技能を活用し、他者と協働しながら見通しをもって主体的に問題解決に向かうような教育活動が求められます。そのためには、教員をはじめとする教育に携わる人材の育成・活用やこれからの教育に対応できる施設・設備等、学校規模の適正化を図り、ソフト及びハードの両面から子どもたちに最適な教育環境を整備し、充実させる取組として、学校施設の再編を進めていく必要があります。

また、市民が健康で生きがいを感じながら暮らしていくためには、一人ひとりがあらゆる機会に、あらゆる場所において学び、文化や芸術に触れ、スポーツに親しみ、その成果を生かしながら活動をつなぎ広げていくことが重要です。さらには、地域の自立と課題解決のために、市民の主体的な参画意識を高め、育むことも大切です。

これらの活動を通してにぎわいが創出されることにより、地域がさらに活性化していくことが期待されます。

お互いの人権を尊重し合い、部落差別をはじめ、女性や高齢者、障がいのある人に対する差別、その他のあらゆる差別や人権侵害のない社会を築いていくためには、市民一人ひとりが、セクシュアリティやダイバーシティ、国際理解などを含め、さまざまな人権問題について正しく学び、理解し、当事者意識を持って人権意識の高揚を図っていくことが必要です。

また、男女が共に支え合うまちづくりを推進していくために、仕事と生活の両立、女性のキャリア形成支援などの取組も求められています。

このような課題を踏まえた施策の実現により、教育の充実を進め、「中間市の未来を拓く人材を育てるまちづくり、だれもが人権を尊重し人権擁護の確立された差別のないまちづくり」を推進します。

気候変動の影響により激甚化・頻発化する自然災害等から市民の命と暮らしを守るためには、防災・減災の取組をさらに強化する必要があります。

現在、6月から9月ごろまでの梅雨期や台風時期は災害に備え、関係機関と協力し、警戒に当たっていますが、近年は、突発的かつ局地的な集中豪雨が頻発するようになり、より迅速な対応が求められています。

それらを踏まえ、行政における防災、減災対策を充実するとともに、防災、減災において最も重要な「自分たちの命は、自分たちで守る」という自助、共助による取組を推し進める必要があります。そのための日常的な啓発活動や地域コミュニティの醸成が求められます。

また、少子高齢化、核家族化の進行に伴い、管理不全となる空き家、高齢者を狙った犯罪、高齢者が関わる交通事故等、安全・安心に関する懸念事項が増加傾向にあり、これらへの対策も重要となっています。

上記課題を踏まえ「安全・安心なまち」を目指します。

本市が抱える行政経営上の課題として、市政運営体制の脆弱化、財政構造改革の遅延、公共施設の老朽化、新型コロナウイルス感染症等の新たな感染症による影響への対策等が挙げられます。

また、多様化、高度化している今日の市民ニーズにきめ細やかな対応ができるよう、多様な主体が担い手として積極的に参加し、力を合わせてまちづくりに取り組むことが重要となります。

さらに、人口減少・少子高齢社会にあっても地域を活性化し経済を持続可能なものとするためには、連携中枢都市圏構想の下で広域連携を推進することが重要であり、北九州市を中心に近隣の市町が連携する北九州都市圏域の構成自治体である本市としては、産業特性や地理的特性、生活圏などを考慮した上で地域の更なる活性化に繋げていくことが必要となります。

これらのことから、行政運営のさまざまな効率化を進め、市民と行政が協働しながら将来にわたって必要な公共サービスが安定的に供給される地域社会を構築する必要があります。

また、老朽化が進む公共施設については、限られた予算の中で、適切に維持・管理していくために、計画的な長寿命化や統廃合などを十分に検討した上で推

し進めていく必要があります。

上記課題を踏まえ、「自立・協働・効率」の三つの視点を基本として、各部門間の調整を図りつつ政策を推進することにより「将来にわたって持続可能なまち」の実現を目指します。

〈施策体系と重点分野、地方創生分野の一覧〉

政策	施策		基本事業		重点	戦略
① 【都市基盤】 快適に暮らせるまちづくり	1	安全な水道水の安定供給	1	管網の整備		
			2	浄水・配水施設の維持管理		
			3	健全な上水道経営の推進		
	2	汚水処理の推進	1	公共下水道の整備推進		
			2	健全な下水道経営の推進		
			3	下水道広域化推進総合事業の推進		
	3	計画的な市域の整備	1	計画的な土地利用と市街地整備の充実	●	
			2	公園の整備・維持管理		
	4	公共交通の充実	1	生活交通の充実	●	
			2	鉄道利用環境の充実		
	5	道路・水路の整備と保全	1	道路の安全性向上	●	
			2	道路施設の維持管理		
			3	生活道路の整備推進と維持管理		
② 【環境】 自然環境を大切にし、持続可能なまちづくり	1	環境保全と循環型社会の推進	1	3R ^{*1} の推進		
			2	脱炭素社会の構築	●	
③ 【産業】 活力のあるまちづくり	1	農業の振興	1	新たな担い手の育成・確保		1-2
			2	農業生産基盤の維持・管理		
			3	高収益作物の推進		
	2	産業・雇用の創出	1	企業誘致の推進	●	1-1
			2	雇用の安定と確保		1-1
			3	創業・事業開発への支援		1-1
	3	観光の振興	1	観光事業の推進		3-2 4-2
2			観光情報の発信		3-2 4-2	
④ 【保健福祉】 元気の輪が広がるまちづくり	1	子育て支援の充実	1	ひとり親家庭等の自立支援の推進		
			2	保育サービスの充実・子どもの居場所づくり	●	2-1
			3	子どもの健やかな成長の支援		2-1
	2	健康づくりの推進	1	生活習慣の改善		
			2	病気の早期発見・重症化予防の推進	●	
			3	こころの健康づくりの推進		
			4	感染症予防の推進		
			5	国民健康保険財政の健全運営		
	3	高齢者福祉の充実	1	生きがい・健康づくりの推進	●	
			2	介護保険制度の適正な運用		
			3	介護予防の推進		
			4	認知証施策の推進		
			5	地域支援体制の強化		
	4	障がいのある人の福祉の充実	1	自立支援の促進		
			2	地域生活支援の促進		
			3	障がいのある人の人権擁護		
	5	セーフティネットの推進	1	生活困窮者の自立支援と適正な生活保護		
			2	市営住宅による住宅の確保		
	6	地域福祉の推進	1	支え合いの仕組みづくり		

〈施策体系と重点分野、地方創生分野の一覧〉

政策	施策	基本事業	重点	戦略
く⑤ 人権を尊重し、 まちづくりの 【未来を拓く】	1 学校教育の充実	1 確かな学力の向上		2-2
		2 豊かな心と体の育成		
		3 教育環境の充実	●	2-2
	2 生涯学習・スポーツの推進	1 生涯学習の推進		
		2 生涯スポーツの推進		
		3 文化財の保護と活用		
		4 青少年教育・体験活動の啓発		
	3 男女共同参画社会の推進	1 男女共同参画社会実現に向けた啓発		
		2 男女に関する人権保護と相談体制の充実		
	4 人権尊重と人権教育の推進	1 市民や市内企業への人権教育・啓発	●	
		2 児童・生徒への人権教育・啓発		
⑥安全・ 安心なまちづくり 【安全安心】	1 防災・減災対策の推進	1 防災・災害情報機能の充実		
		2 地域防災力の向上	●	
		3 災害時の支援体制の充実		
	2 安全な暮らしの推進	1 防犯対策の推進		
		2 交通安全活動の推進		
		3 消費生活の安定		
		4 青少年犯罪の抑制		
		5 空き家の適正管理		3-1
	3 消防・救急体制の整備充実	1 消防団の充実強化		
		2 防火意識の高揚		
		3 救急救命体制の充実		
		4 防火対象物・危険物施設の適正管理の徹底		
		5 各種消防力の整備		
政⑦ 将来にわたって 持続可能なまちづくり 【行政経営】	1 市民協働の推進	1 地域コミュニティ活動の活性化	●	4-1
		2 市民活動の活性化		
	2 積極的な広報・広聴の展開	1 広報の充実		
		2 広聴の充実		
	3 持続可能な行政経営	1 事業選択の実践		
		2 ICTによる情報の適切な管理と利活用	●	
		3 転入の促進と転出の抑制		3-1
		4 広域連携の推進		
	4 持続可能な財政運営	1 税収等による歳入確保		
		2 計画的な財政運営		
		3 公共施設等のマネジメント推進	●	
	5 市民から信頼される組織 体制作り	1 効率的かつ機能的な職場づくり		
		2 効果的な人材育成と適正な人事管理		
		3 健康で安心して働ける職場づくり		

*1 3R Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル)の3つのRの総称で、資源を大切にするためのキーワード。

重点分野の概要

本計画で特に成果向上を図る基本事業の概要は以下のとおりです。

内容については、実施計画で示します。

計画的な土地利用と市街地整備の充実 [①-3-1]		都市計画課	
取組の方向性	用途地域を適正に配置し、良好な市街地の形成を図ると共に、時代のニーズに応じた地区計画を検討します。		
生活交通の充実 [①-4-1]		都市計画課	
取組の方向性	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、市民の快適な利用と持続可能な公共交通ネットワークの実現を目指します。		
道路の安全性向上 [①-5-1]		建設課	
取組の方向性	中心市街地をはじめとした周辺道路環境を改良していくことで、歩行者や車両等の安全確保に努めます。		
脱炭素社会の構築 [②-1-2]		環境保全課	
取組の方向性	市民や事業者、団体などと協働を進め、市域全体で脱炭素社会を目指すために、地域の特性に合わせた地球温暖化対策の取組を進めます。		
企業誘致の推進 [③-2-1]		産業振興課	
取組の方向性	市内の工業団地において、現在は稼働していない事業所用地を活用した市内外企業の移転や誘致等に努め、新たな雇用の促進を図ります。		
保育サービスの充実・子どもの居場所づくり [④-1-2]		こども未来課	
取組の方向性	保育士等確保と保育施設の整備に取り組み、待機児童解消に努めるとともに、子育て支援センターの活用による妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行い、相談支援体制の充実を図ります。		
病気の早期発見・重症化予防の推進 [④-2-2]		健康増進課	
取組の方向性	長く健康を維持し、自立した生活を送ることができるよう、健診の受診勧奨及び生活改善に向けた保健指導に取り組みます。		
生きがい・健康づくりの推進 [④-3-1]		介護保険課	
取組の方向性	高齢者が住み慣れた地域で、できるだけ長く自立した暮らしを続けられるように、居場所づくりや介護予防に取り組みます。		
教育環境の充実 [⑤-1-3]		教育施設課	
取組の方向性	ICT化等への対応や安全・安心で快適な教育環境の実現及び学校規模の適正化に取り組みます。		

市民や市内企業への人権教育・啓発 [⑤-4-1]		人権男女共同参画課	
取組の方向性	「女性」、「子ども」、「高齢者」、「性の多様性」など、さまざまな人権問題に対し、一人ひとりが考えるきっかけとなるよう効果的な事業を推進します。		

地域防災力の向上 [⑥-1-2]		安全安心まちづくり課	
取組の方向性	より多くの機会です災害・防災に関する情報（知識）の周知・啓発を行うとともに、各校区がより実践的な防災訓練等を実施できるよう支援します。		

地域コミュニティ活動の活性化 [⑦-1-1]		安全安心まちづくり課	
取組の方向性	自治会、校区まちづくり協議会等が主体的に地域課題を解決していけるよう支援します。		

ICTによる情報の適切な管理と利活用 [⑦-3-2]		情報管理課	
取組の方向性	ICTの活用により、行政サービスの利便性を向上させ、さらなる効率化を図ります。		

公共施設等のマネジメント推進 [⑦-4-3]		公共施設管理課	
取組の方向性	公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の適正配置と施設総量の縮減、計画的な予防保全等の実施により長寿命化を図り、財政負担の平準化に努めます。		